

コロナには
負けんばい!

飲食店の

感染拡大防止対策を 支援します!

熊本市は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策を実施する飲食店等に対し、備品購入や換気設備の改修工事等の感染拡大防止対策にかかる経費を補助し、安心安全の確保による集客を後押しします。

備品・設備を
整えたい



サーキュレーター



換気扇



キャッシュレス決済



検温器



空気清浄機



飛沫防止シート

ご相談ください!

飲食店等における感染拡大防止対策を支援します!

(A) 小規模改修・備品購入費

(B) 換気設備等の改修工事

※ (A)・(B)にかかる費用の9割相当額(上限あり)を補助します。

▶
詳細は中面を
ご確認ください。

補助金の対象者

次の①、②のいずれの要件も満たす方

- ①熊本市内に所在する飲食店または飲食を伴うカラオケボックスを営む中小企業者等
(店舗を営む方の同意を得た場合は、賃貸物件の所有者も含む)
- ②業種別ガイドラインを遵守していること

(A) 小規模改修等補助金

- ①受付期間 令和2年8月21日(金)～令和2年12月31日(木) *12月31日消印有効
※予算を超える申込があった場合は、上記募集期間内であっても募集を締め切りますのでご了承ください。
- ②申込方法 郵送のみの受付 ※感染症拡大を回避するため、窓口持参での受付は行いません。

<送付先> 〒860-8601 (市役所専用郵便番号) 熊本市飲食店等支援 受付担当 宛
※この郵便番号を記載すれば住所の記載を省略しても届きます。

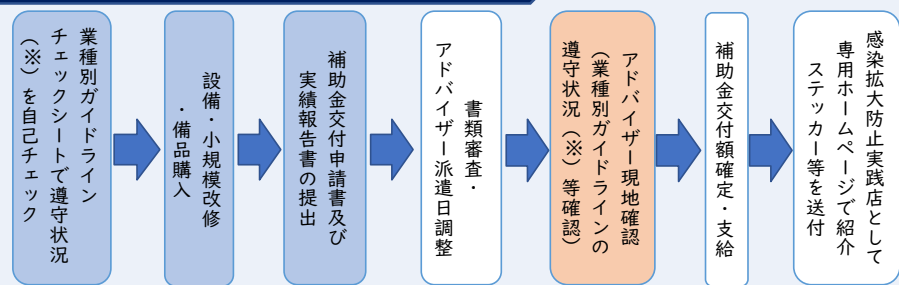
- ③補助金額 対象経費の9/10
- ④補助限度額 27万円
※改修に伴い休業した場合は1日当たり1万円の協力金を支給(ただし、補助限度額範囲内)
※緊急事態宣言が全国に拡大された4月16日に遡り申請可能
- ⑤補助対象 衛生環境の整備、換気の向上又は密集・接触の回避に資するものであって、設備、機械装置、備品、工事等に係る経費が対象です。

※下記一覧は一例です。

品目区分	No.	内容	対象：○ 対象外：×
共通	1	租税公課(消費税や公共料金等)	×
	2	各種保証・保険料	×
	3	販売や有償レンタルを目的とした製品、商品等	×
	4	他の補助金等を活用して購入・導入したもの	×
衛生環境の整備	1	非接触型自動水栓(センサー式自動蛇口)	○
	2	ペーパータオルホルダー	○
	3	蓋付き洋式便器・自動トイレ	○
	4	非接触型検温器	○
	5	サーモグラフィ	○
	6	サーマルカメラ	○
	7	ビニールカーテン・飛沫防止シート	○
	8	紫外線消毒器	○
	9	自動手指消毒器	○
	10	次亜塩素酸関連機器	○
	11	小型オゾン除菌器	○
	12	除菌・清掃に係る委託費用	×
	13	消耗品全般	×
	14	マスク、手袋	×
	15	フェイスシールド	×
	16	コイントレー	×
	17	食器	×
	18	予防広告	×
	19	パンフレット等広告物制作に係るデザイン委託費、印刷製本費	×
	20	加湿器	×
	21	食器洗浄機	×

品目区分	No.	内容	対象：○ 対象外：×
換気の向上	1	窓設置工事	○
	2	網戸設置	○
	3	網戸の網の張替え	×
	4	換気扇	○
	5	エアコン(ウイルス除菌効果があるもの)	○
	6	エアコン(換気機能があるもの)	○
	7	エアコン(上記機能がないもの)	×
	8	エアコンフィルタ(除菌・抗菌機能があるものに限る)	○
	9	空気清浄機	○
	10	扇風機	○
	11	サーキュレーター	○
	12	既存設備の点検、清掃、消臭に係る費用	×
	13	既存設備の撤去・廃棄に係る費用	×
密集・接触の回避	1	室内空間の拡張やテラスの増築等	○
	2	客席の個室化	○
	3	予約受付用機器	○
	4	整理券発券機	○
	5	非対人型注文システム機器	○
	6	キャッシュレス関連機器	○
	7	自動精算機(セルフレジ)	○
	8	サービス、ソフトウェア等の加盟・登録料及び使用料	×
	9	ホームページ等Webサイトの制作費用	×
	10	誘導サイン(順番待ち位置印ステッカー)	○
	11	アクリルパーテーション	○
	12	つい立、仕切りなど	○
	13	補助対象設備の修繕	○

小規模改修等補助金申請のながれ



(※)業種別ガイドラインチェックシートの重点項目を100%かつ全項目の60%を超えて遵守していることが補助の要件です。

提出書類

【提出書類】小規模改修（店舗経営者用）

- | | |
|---|--|
| ☐ 交付申請書及び実績報告書（様式第1号－1） | ☐ 実施内容が確認できる書類 |
| ☐ 誓約書及び同意書（様式第2号－1） | ☐ 請求書（様式第4号） |
| ☐ 業種別ガイドラインチェックシート | ☐ 口座情報の確認ができる書類 |
| ☐ 食品衛生法第52条に規定する営業許可証の写し | ☐ 工事期間が分かるものと、休業状況が確認できるもの |
| ☐ 経費の内訳、支払が確認できるもの | ☐ 工事に伴う休業に対する支援金の交付を希望する場合) |

【提出書類】小規模改修（賃貸物件の所有者用）

- | | |
|--|---|
| ☐ 交付申請書及び実績報告書（様式第1号－2） | ☐ 食品衛生法第52条に規定する営業許可証の写し |
| ☐ 誓約書及び同意書（様式第2号－2） | ☐ 経費の内訳、支払が確認できるもの |
| ☐ 補助金の申請に係る同意書（様式第3号） | ☐ 実施内容が確認できる書類 |
| ☐ 賃貸借契約書の写し等 | ☐ 請求書（様式第4号） |
| ☐ 業種別ガイドラインチェックシート | ☐ 口座情報の確認ができる書類 |

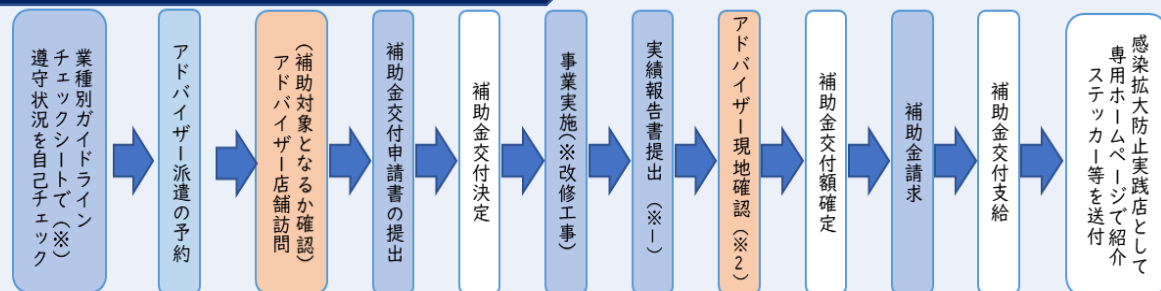
(B) 換気設備等改修補助金

- ①受付期間 令和2年8月21日(金)～令和2年12月31日(木) *12月31日消印有効
※予算を超える申込があった場合は、上記募集期間内であっても募集を締め切りますのでご了承ください。
- ②受付方法 郵送のみの受付 ※感染症拡大を回避するため、窓口持参での受付は行いません。

<送付先> 〒860-8601（市役所専用郵便番号） 熊本市飲食店等支援 受付担当 宛
※この郵便番号を記載すれば住所の記載を省略しても届きます。

- ③補助金額 対象経費の9/10
- ④補助限度額 135万円
※改修に伴い休業した場合は1日当たり1万円の協力金を支給（ただし、補助限度額範囲内）
※緊急事態宣言が全国に拡大された4月16日に遡り申請可能。
ただし、8月21日以降については、改修工事の前に補助申請が必要です。
- ⑤補助対象 必要換気量（1人当たり毎時30m³）が確保できていない店舗が、必要換気量を確保するために行う換気設備の改修及びそれに伴い必要となる改修
- ⑥補助対象外 ○換気設備の改修を伴わないエアコンの更新や増設のみを行う改修
○老朽化又は故障した換気設備の修理、整備、清掃

換気設備等改修補助金申請のながれ



【ご注意】
補助金の交付決定後
（交付決定通知を
受け取ってから）
改修工事の契約を
締結してください。

(※1)領収書等の添付が必要です。

(※2)業種別ガイドラインチェックシートの重点項目を100%かつ全項目の60%を超えて遵守していることが補助の要件です。

提出書類

【提出書類】換気設備改修（店舗経営者用）

- ☐ 交付申請書（様式第1号）
- ☐ 事業計画書（様式第2号-1）
- ☐ 誓約書及び同意書（様式第3号-1）
- ☐ 業種別ガイドラインチェックシート
- ☐ アドバイザーチェックリスト兼アドバイザー提案書の写し

- ☐ 補助対象経費に係る見積書の写し
- ☐ 飲食店の営業許可証の写し
- ☐ 申請に係る同意書（様式第4号-1）
- ☐ 換気設備等改修の内容が確認できる書類
- ☐ 改修後の換気設備の能力が確認できる書類（工事予定業者より入手）

【提出書類】換気設備改修（賃貸物件の所有者用）

- ☐ 交付申請書（様式第1号）
- ☐ 事業計画書（様式第2号-2）
- ☐ 誓約書及び同意書（様式第3号-2）
- ☐ 業種別ガイドラインチェックシート
- ☐ アドバイザーチェックリスト兼アドバイザー提案書の写し
- ☐ 補助対象経費に係る見積書の写し

- ☐ 飲食店の営業許可証の写し
- ☐ 申請に係る同意書（様式第4号-2）
- ☐ 改修を行う店舗に係る賃貸契約書の写し
- ☐ 換気設備等改修の内容が確認できる書類
- ☐ 改修後の換気設備の能力が確認できる書類（工事予定業者より入手）

個別相談対応 ※完全予約制

実施期間

令和2年8月21日(金)～令和2年12月28日(月)

対応方法

- ① 総合相談窓口（熊本市役所14階）における相談対応（完全予約制）
- ② 店舗の個別訪問による相談対応（平日9:00～17:00）

①、②いずれも下記の事業者専用サイトから相談の受付予約を行えます。

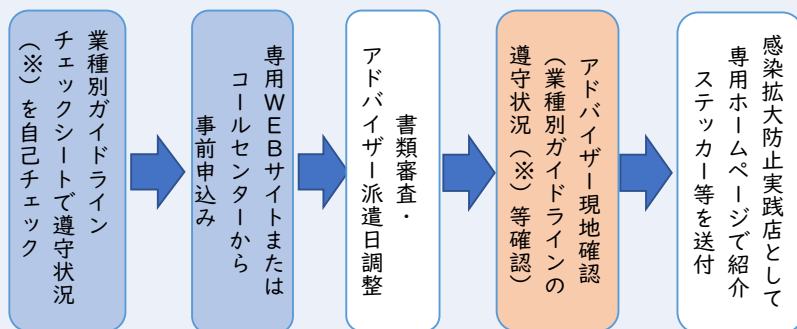
専用サイト：https://va.apollon.nta.co.jp/kumamoto_support/ ⇒相談に応じて、建築設備・衛生関係アドバイザーが店舗を訪問し、施設改修等に向けた具体的な助言をします。

感染拡大防止実践店の紹介

感染拡大防止実践店とは

○業種別ガイドラインの遵守が確認できた店舗を「感染拡大防止実践店」として認証し、専用サイト内で店舗名や取り組みを紹介します。

申請のながれ



(※)業種別ガイドラインチェックシートの重点項目を100%かつ全項目の60%を超えて遵守していることが補助の要件です。

- 補助金の申請をしない場合でも決定要件を満たす場合は、実践店として認証します。
- 実践店の従業員はCOCOA（新型コロナウイルス接触確認アプリ）の利用登録を行ってください。接触通知があった方に対してはPCR検査を実施します。

熊本市飲食店等支援コールセンター

電話 **050-8880-6980**

（受付時間 9:00～17:00）

詳細については熊本市ホームページをご確認ください。

【熊本市ホームページ】<https://www.city.kumamoto.jp/corona/>

【事業者専用サイト】https://va.apollon.nta.co.jp/kumamoto_support

